

情報提供ネットワークシステムの監視状況について

個人情報保護委員会では、情報提供ネットワークシステムで情報連携される情報提供等記録を取得し、分析することで、行政機関等の職員による不適切な個人情報の利用（興味本位での照会や私的な名簿作成等）がないかを監視している。

平成 29 年 7 月から令和 2 年 3 月末までの期間における、情報提供ネットワークシステムの監視状況について報告する。

1. 情報照会の件数

約 61,615,447 件（平成 29 年 7 月 18 日～令和 2 年 3 月 31 日）

※月別推移については別紙 1 のとおり

2. 情報照会された主な事務

別紙 2 のとおり

3. 監視方法

- （1）監視・監督システムによる照会件数の変動、休日の情報照会、記録事項変更の発生理由等の確認
- （2）データ分析専門事業者による照会件数の統計及び相関分析

4. 調査

上記 3 の監視により調査が必要と判断した機関に対し、監視・監督室職員が聞き取り調査を実施

5. 主な調査結果の内容

調査を実施した機関の中には、以下のような、適切に照会を行っていない事例が認められた。

- ・運用テスト用には総務省からテスト環境が提供されているにもかかわらず、実際のデータでテストを目的とした照会を行っていた。
- ・照会の根拠として、誤った事務等を設定していた。
- ・DV 被害者等ではない住民について、不開示設定による照会を行っていた。

以上

情報照会件数の推移（平成29年7月～令和2年3月）

別紙1

平成29年7月から開始された情報連携は、令和元年6月までは月間照会件数が約20万～180万の範囲で推移していたが、日本年金機構が情報連携を開始した令和元年7月以降は月間約400万～800万件以上に急増した。

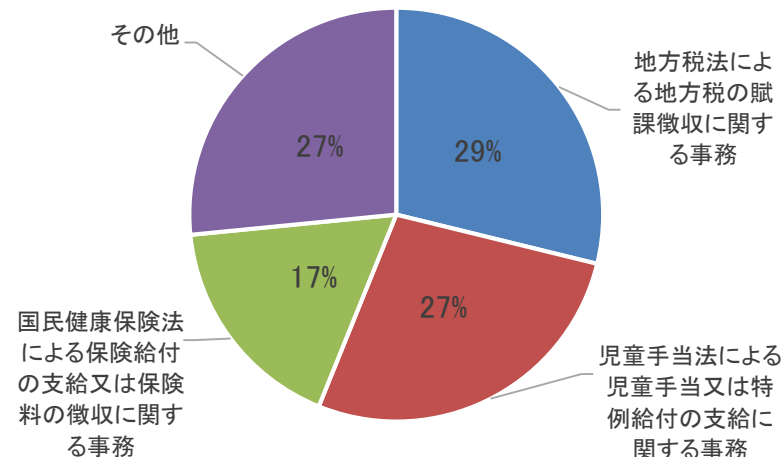
情報照会件数の推移（平成29年7月～令和2年3月）



情報照会の約7割以上は市区町村と日本年金機構が行っている。
また、照会の目的である主な事務の内容については以下のとおり。

市区町村の主な照会事務

事務名	件数
地方税法による地方税の賦課徴収に関する事務	3,133,941
児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務	2,967,262
国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	1,884,131
その他	2,887,746



日本年金機構の主な照会事務

事務名	件数
年金給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務	24,646,433
年金保険給付又は一時金の支給に関する事務	5,595,585
年金生活者支援給付金の支給に関する事務	4,957,479
その他	519,020

